

第2回 京都市左京区久多地域公共交通会議 議事録

日 時：平成30年2月23日（金）午前10時から

場 所：左京区役所 中会議室1

出席者：別紙のとおり

■1 報 告「京都市左京区久多地域公共交通空白地有償運送「やまびこ号」に係る実績報告」について
事務局により資料に基づき報告がなされた。委員からの質問はなかった。

■2 議 題「京都市左京区久多地域公共交通空白地有償運送「やまびこ号」に係る更新登録等」について
事務局により資料に基づき報告があり、以下のとおり質疑応答が行われた。

(京都バス)

- 定期便の場合、「到着地では一般用駐車場を利用するため、バス停は設けない」とあるが、臨時便についても同様なのか。

(事務局)

- そうである。

(京都バス)

- 臨時便6について、久多地域から出町柳駅まで運行されるとのことだが、出町柳駅周辺での乗降場所の設定がすでにあるようであれば、示していただきたい。

(事務局)

- 詳細な乗降場所については未定である。※1

(京都バス)

- 出町柳駅前のロータリーは路線バス以外通行禁止であり、また、周辺の交差点付近も駐停車禁止場所であるため、乗降場所には注意すべきである。

(事務局)

- 承知した。久多自治振興会と協議、検討し、後日皆様に御報告させていただく。
- 臨時便の7について、別所、花背、広河原にバス停を設けるとのことだが、別所、花背、広河原については、既に京都バスが運行している。あくまで久多と各地域を結ぶものであり、花背別所広河原間のみの利用はできないということを補足させていただく。

(左京区長)

- 御質問いただいた出町柳のバス停の件については、後日改めて確認させていただく。そのことを前提に、他に御質問がなければ、ただ今の内容で事業計画を承認いただくとともに、道路運送法第78条第2号に基づく自家用有償旅客運送を行うための更新登録を受けるため、本事業計画により申請を行うことの御確認をお願いしたい。承認いただけるようでしたら、拍手いただきたい。

～ 一同、承認 ～

(左京区長)

- ありがとうございました。

(事務局)

- それでは本日の協議の結果を受けて、本会議の主宰者である左京区から事業主体となる久多自治振興会に対して、「運営協議会において協議が調ったことを証する書類」を交付させていただく。その後、申請書類一式にその書類を添付して、久多自治振興会から国土交通省近畿運輸局京都運輸支局へ、自家用有償運送の登録申請を行われる予定である。
- 次回については、来年度の同じ時期に開催させていただきたい。以上で第2回京都市左京区久多地域公共交通会議を終了する。

※1 川端警察署と京都バスとの事後協議済み。乗降場所は出町柳駅京都バス「加茂大橋」バス停付近とする。

(京都バス) 当該場所ならば、交通に支障を与えることなく乗降が可能と考えられる。

(下鴨署) 所轄が川端署となるため、川端署とも協議をしておくこと。

(川端署) 現地にて協議。ここならば問題ないと考えられる。